

吹田市理容所及び美容所衛生管理要領

第1 目的

この要領は、理容所及び美容所における望ましい施設、設備、器具等の衛生的管理及び消毒並びに従業者の健康管理等の措置により理容、美容に関する衛生の向上及び確保を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この要領において用いる用語は、理容師法（昭和22年法律第234号）、美容師法（昭和32年法律第163号）及び吹田市理容師法施行条例（令和元年吹田市条例41号）、吹田市美容師法施行条例（令和元年吹田市条例42号）の定めるところによる。

第3 衛生に必要な措置

1 施設一般

- (1) 施設は、1日1回以上清掃すること。
- (2) 作業場内には、不必要な物品等を置かないこと。
- (3) 施設内には、みだりに犬（身体障害者補助犬を除く）、猫等の動物を入れないこと。
- (4) 排水溝は、排水がよく行われるように毛髪等廃棄物の流出を防ぎ、1日1回以上清掃を行うこと。
- (5) 清掃用具は、専用の場所に保管すること。
- (6) 便所は、定期的に殺虫及び消毒すること。
- (7) 便所の手洗い設備は、流水式とし、適当な手洗い用石ケンを備えること。

2 布片・器具

- (1) 器具類、布片類、その他の用具類の保管場所は、少なくとも1週間に1回以上清掃を行い、清潔に保つこと。
- (2) 洗浄及び消毒済みの器具類は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管すること。
- (3) 使用する薬品類は、所定の場所に保管し、その取扱いに十分注意すること。
- (4) 蒸しタオルは、消毒済みのものを使用すること。
- (5) 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、白色又はこれに近い色で汚れが目立ちやすい被布を使用すること。
- (6) 調製した消毒薬類は、使用しやすい適正な場所に置くこと。

3 換気設備

- (1) 換気装置は、定期的に点検・清掃を行うこと。
- (2) 作業場内の浮遊粉じんが $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること
- (3) 作業場内の一酸化炭素濃度が 10ppm 以下であること。
- (4) 作業中の作業場内は、温度は $17\sim 28^\circ\text{C}$ （冷房時には外気温との差が 7°C 以内）、相対湿度は、 $40\sim 70\%$ であること。

4 照明設備

照明器具は、少なくとも1年に2回以上清掃すること。

5 洗い場

- (1) 手洗い設備には、手洗いに必要な石ケン、消毒液等を備え、清潔に保持し、常に使用できる状態にしておくこと。
- (2) 洗い場は、常に清潔に保持し、毛髪等の汚物が蓄積し、又は、悪臭等により客に不快感を与えることのないようにすること。

第4 消毒の手順

消毒方法については、理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号）第25条、美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）第25条によるものとする。

1 かみそり（頭髪のカット用のかみそりを除く。以下同じ）及び血液の付着しているもの又はその疑いのあるもの

- (1) 消毒する前に家庭用洗剤を付けたスポンジ等を用いて、器具の表面をこすり、十分な流水（10秒間以上、1リットル以上）で洗浄する。
- (2) 消毒は次のいずれかの方法により行う。
 - ア 煮沸消毒器による消毒
水量を適量に維持すること。
 - イ エタノールによる消毒
消毒液は、蒸発、汚れの程度等により、7日以内に取り替えること。
 - ウ 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒
消毒液は、毎日取り替えること。
- (3) 消毒後流水で洗浄し、よくふくこと。

2 かみそり以外の器具で血液が付着している疑いのないもの

- (1) 消毒する前によく洗浄する。
- (2) 消毒は前記1の方法又は次のいずれかの方法により行う。
 - ア 紫外線照射による消毒
 - (ア) 器具の汚れ具合、収納状況等により効果が期待できないことがあるため、器具の汚れを十分に除去した後、直接紫外線が照射されるような状態に収納し、照射する。
 - (イ) 定期的に紫外線灯及び反射板を清掃すること。
 - (ウ) 紫外線消毒器は、適宜紫外線灯の清掃を行い、常に $85\mu\text{w}/\text{cm}^2$ 以上の紫外線照射が得られるように管理すること。
 - イ 蒸し器等による蒸気消毒
器内底の水量を適量に維持すること。
 - ウ エタノールによる消毒（消毒用エタノールを含ませた綿若しくはガーゼで器具表面をふく方法）
 - エ 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒

消毒液は、毎日取り替えること。

オ 逆性石ケン液による消毒

(ア) 石ケン、洗剤を用いて洗浄したものを消毒するときは、十分水洗いしてから使用すること。

(イ) 消毒液は、毎日取り替えること。

カ グルコン酸クロルヘキシジンによる消毒

消毒液は、毎日取り替えること。

キ 両性界面活性剤による消毒

消毒液は、毎日取り替えること。

3 タオル、布片類の消毒

(1) 使用後の布片類は、洗剤等を使用して温湯で洗浄すること。

(2) 加熱による場合は、使用したタオル及び布片類を洗剤で洗浄した後、蒸し器等の蒸気消毒器に入れ 器内が80℃を超えてから10分間以上保持させること。

(3) 消毒液による場合は、使用したタオル、布片類を次亜塩素酸ナトリウム液に浸し、消毒すること。

(4) 血液が付着したタオル、布片類は、廃棄するか又は血液が付着している器具と同様の洗浄及び消毒を行うこと。

4 手指の消毒

(1) 客1人ごとに手指の消毒を行うこと。消毒方法は次の方法によること。

ア 血液、体液に触れ、目に見える汚れがある場合、あるいは、速乾性擦式消毒薬が使用できない場合は、流水と石ケンを用いて少なくとも手指を15秒間洗浄すること。

イ 上記以外の場合は、速乾性擦式消毒薬を乾燥するまで擦り込んで消毒すること。

第5 従業者の衛生管理

1 開設者及び管理理容師又は管理美容師は、常に従業者の健康管理に注意し、従業者が以下に掲げる感染症にかかったときは、開設者は、当該従業者を作業に従事させないこと。

ア 結核

イ 感染性の皮膚疾患(伝染性膿痂疹(トビヒ)、単純性疱疹、頭部白癬(シラクモ)、疥癬等)

2 開設者は、従業者又はその同居者がエボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア若しくはペストの患者又はその疑いのある者である場合は、従業者本人が感染していないことが判明するまでは、作業に従事させないこと。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(参考)

1 理容所及び美容所における衛生等管理要領について

昭和 56 年 6 月 1 日 厚生省環境衛生局 環指第 95 号

平成 14 年 3 月 29 日改正 健発 032012 号

平成 22 年 9 月 15 日改正 健発 0915 第 5 号